

「本試験形式！乙種第4類危険物取扱者 模擬テスト」 法改正による訂正

法改正により内容に変更が生じたため、以下のように訂正いたします。

P.30, P.84 問題8 解説

①従事し始めた日から1年以内、その後は「講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内」に受講。②過去2年以内に免状の交付か講習を受けた者は「その交付や受講日以後における最初の4月1日から3年以内」に受講する。

P.101 問題9

- (4) 5年前の4月1日以前に危険物取扱者の免状を取得したが、…  
(5) 2年前の4月1日以降に保安講習を受け、…

P.113 問題9

**解説** 3年前の時点に戻ると5年前は「2年前」となり「従事し始めた日から2年以内に免状の交付を受けた者」に該当するので、免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から数えて3年以内を受講する必要があります。従って、少なくとも2年前の4月1日までは受講する必要があるため、受講時期が過ぎているということになります。(1) 1年前の時点に戻ると従事し始めた日から2年以内に免状の交付を受けているので、その日以後における最初の4月1日から数えて3年以内を受講すればよく、まだ受講時期が過ぎているということになります。(5) 保安講習を受けた後の最初の4月1日から数えて3年以内なので、1年前の4月1日で1年、今年の4月1日で2年経過なので、来年の4月1日まで1年あり受講時期が過ぎているということになります。

P.209 問題9

- (1) 指定数量以上の危険物を車両で運搬する危険物取扱者は、受講しなければならない。(3) 前回講習を受けた危険物取扱者は、その受講日以後における最初の4月1日から数えて3年以内に受けなければならない。(4) 過去2年以内に免状の交付を受けた危険物取扱者は、その交付日以後における最初の4月1日から5年以内を受講すればよい。

P.222 問題9 解説

- (4) 過去2年以内に免状の交付(または講習)を受けた危険物取扱者は、その日以後における最初の4月1日から**3年以内**に受講する必要があります。

以上